

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和4年7月12日（火）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、水口亜樹、坂口奈美、茅田照代
事務局：石田書記長、西口書記長補佐、児玉書記、長島書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：天谷菜海、田原大輔、橋本恵美
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 農林水産部副部長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：水口亜樹、坂口奈美
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について
 - (2) その他
 - ・議事録署名員指名

原田会長：それでは、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、水口委員と坂口委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

原田会長：それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項である第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、今回は3件申請が出されております。

1件目の若狭河川漁業協同組合の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：よろしくをお願いいたします。

今ほど会長からお話しいただきましたとおり、3組合から遊漁規則の変更認可の諮問が来ております。手続の流れ等、共通の部分がございますので、まず最初に変更認可の制度の部分、こちらにつきまして御説明させていただければと思います。

まず、一番上にございます、右肩に参考資料と記載のある資料を御覧ください。委員の皆様には、一昨年、昨年に続き何度も御審議いただいているところでございますが、漁協が遊漁規則の変更をしようとする場合、まず組合の総会において決議を取る必要がございます。その後に県へと申請を行うのですが、県はこの際、認可に際し、本委員会に意見を聞かなければならないというような条項が漁業法の第129条に規定をされております。これが今回の3件の諮問の根拠となっております。

本委員会では、これらの諮問を受け、今回の遊漁規則の変更を審議いただき、変更が適当である、もしくは適当でないという答申をいたします。適当であれば県知事が認可の後、改正後の遊漁規則が運用を開始できるというところになります。

また、参考資料の3ページ目のほうに、事務局のほうで申請に必要な書類、各漁協から御提出いただきました書類についてチェックを行った表がございます。3件とも必要な書類はそろっており、その後、御審議に必要と判断しました書類については今回の各資料に添付しております。

制度面の説明は以上としまして、内容に入っていきたいと思います。

これから御説明申し上げますのは、若狭河川漁業協同組合の第五種共同漁業権遊漁規則の変更についてで、用いる資料はホチキス止めの資料1と書いてあるものです。

過不足等ある委員様はいらっしゃいませんか。――では、改めて資料1の内容の説明を始めます。

資料1の1ページを御覧いただきまして、変更の概要といたしましては、遊漁承認証、遊漁券の販売店、取扱店の変更というものになります。

2ページ目に新旧対照表を御用意してございます。

2件が名称の変更、そして3件が削除、その代わり3件が追加となり、実際の販売店の営業状態に合わせる形での変更となります。この変更により、遊漁者の利便性向上につながると考えられます。2ページ目の新旧対照表において、今ほど申し上げました変更部分は赤色に着色してございます。

3ページのほうに県知事からの諮問文がございますので、朗読させていただきます。

福井県内水面漁場管理委員会、会長、原田進男様。福井県知事、杉本達治。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。福井県小浜市深谷10-1-3若狭河川漁業協同組合 代表理事組合長 原田進男から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。遊漁を不当に制限するものではないかどうか。遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

4ページ以降は、先ほど参考資料のところで申し上げましたとおり、県宛てに提出された申請書類のうち参考としていただくべきものをつけてございます。変更認可の申請書、変更理由書、改正後の遊漁規則というように続けております。なお、若狭河川漁業協同組合は第11号、第12号、第13号と3つの共同漁業権を免許されているため、遊漁規則はそれぞれについて3つございますが、遊漁券の販売店は共通となっております。それぞれ改正後の遊漁規則の中で、9ページ、12ページ、16、17ページに該当部分が記載されております。

この変更の内容につきましては、遊漁を不当に制限するものではなく、むしろ遊漁の利便性をより高める変更であるため、変更を認可することが適当であると考えます。

資料1、若狭河川漁業協同組合の遊漁規則変更についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：では、今ほど説明がありました遊漁規則の改正について、委員の皆さんから何か御意見ありますか。

埴田委員：ちょっとびっくりしたんですけども、枚方のお店が取り扱ってくださるんですね。大阪の。

事務局：遊漁券の取扱店につきましては、県外のお店もあつて。

埴田委員：それは、いいことかなと思います、何か引き合いがあつたのかなと。かなり遠い場所なので。

事務局：遊漁を目的に県外から福井県にいらっしゃってくださるお客様のために、といったところかと。

埴田委員：若狭さんだけじゃなくて、ほかのいろんな近隣県の遊漁券なんかも取り扱って
いらっしゃる大きなお店なんですかね。

事務局：そうですね。恐らく、確証があるというわけではないですが、釣り具店などで
は、県をまたいでいろいろな漁協さんの遊漁券を取り扱っていらっしゃるところ
もございます。

埴田委員：ありがとうございます。

原田会長：ほかにありますか。

ないようですと、適当であるということで県のほうに答申してもよろしいでし
ょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、異議なしということで、県のほうに答申させていただきます。

それでは続きまして、2件目の勝山市漁業協同組合の遊漁規則変更について事
務局から説明をお願いします。

事務局：続けて、よろしく願いいたします。

さきの議題に続きまして、勝山市漁業協同組合の遊漁規則の変更について説明
を始めさせていただきます。

用いる資料は、資料2と印字されたホチキス止めのもので、過不足ございま
したらお申し出ください。いらっしゃいますでしょうか。——それでは、内容に
移らせていただきます。

勝山市漁協の変更内容は、資料2の1ページにございますとおり一部の遊漁料
金の改定と、先ほどもございました遊漁券の販売店の追加、こちら2点でござい
ます。

まず遊漁料金の件から御説明いたします。

勝山市漁協は、平成27年に女性のアユについてと高校生の全魚種について川釣
り振興を目的に遊漁料を無料とする旨の遊漁規則の改正を行いました。以後、現
在まで至っております。ところが最近では女性遊漁者の増加といった7年前とは
状況が変化しており、組合の漁場管理費とその原資となっております遊漁料の収
入のバランスが取れなくなってきており、割引のない遊漁者の方々に漁場管理費
の負担が偏ってしまっているといった現状がございます。

これを是正するため、資料2の2ページのとおり遊漁料の改定を行います。女
性については、アユの遊漁料、無料だったものが年券のみ半額としまして、また
高校生については全魚種無料を改め、女性と同額、アユの年券のみ半額といった
内容に変更となります。また、雑魚、溪流魚等に関しましては、小中学生以下無
料というのを除き、女性、高校生を通常料金について遊漁料を統一し、皆さん同
じ金額というふうに変更いたします。

この金額設定については、ほかの九頭竜川水系の漁協さんとの遊漁料の差をなくし横並びとする目的もございます。

資料の5ページに、ほかの九頭竜川水系の漁協様と遊漁料を比較した表をおつくりいたしましたので御覧ください。表中の右端と、その左の列が今回の改正前後での勝山市漁業協同組合の遊漁料です。改正後の勝山市の列とほかの漁協の列を比べましても、改正後の勝山市漁協の遊漁料が特にぬきんでて高額であるということとは認められません。

次に、冒頭お話ししました遊漁券の販売店の追加の件でございます。資料が前後して申し訳ありませんが、1ページにお戻りください。今回は遊漁券の販売店の追加が1件ございます。追加する遊漁券の店舗につきましては、資料4ページの表中の一番下、左側が新しいものとなっております、ファミリーマート勝山荒土町店が追加となります。

ここで改めまして、本委員会宛ての諮問文、資料の6ページを朗読させていただきます。

福井県内水面漁場管理委員会、会長、原田進男様。福井県知事、杉本達治。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。福井県勝山市鹿谷町発坂1字河原1-13勝山市漁業協同組合 代表理事組合長 茂呂輝夫から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。(1)遊漁を不当に制限するものではないかどうか。(2)遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

変更の内容につきまして、遊漁料の改定は今まで割引のなかった遊漁者に偏っていた負担を相対的に軽減することにつながります。遊漁料の額も組合が資源の増殖、管理に要する費用に対し妥当として、かつて本委員会のほうで問題ないと答申があり、それに基づき県が認可した通常料金、年券で1万2,000円、これの半額であるため、当然ながら不当に高額であるとは言えないものでございます。

また、遊漁券の販売店追加については、利便性の向上の一助となるということでございます。

以上のことから変更を認可することが適当であると考えます。

資料2、勝山市漁業協同組合の遊漁規則変更についての説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

原田会長：事務局からの説明が終わりました。何かこれに対して御意見、御質問はありますか。

竹原委員：漁業券販売店の件については問題ないと思うんですが、遊漁料の見直しですね。

勝山はもともと女性無料だったんですが、これは何年前ですか。昔から無料じゃないわけでしょう。

事務局：平成25年に、まず漁業権の免許の更新がございまして、その際に遊漁規則を制定、一番最初に定めたんですけれども、その当時は無料ではありませんでした。今回の改正後と同様に、年券のみ半額という扱いにしていたところ、平成27年に無料に改めたという経緯がございまして。

竹原委員：一応無料にしたわけですね。そのとき僕は九頭竜川中部漁協の役員していましたが、そのときに何で足並みをそろえないのかと。無料にするということは女性客を引っ張ろうという形で無料にしたんだと思うんですけれども、それが今ある程度、この内容を見ますと女性客も増えてきたと。そういった形でお金を取るというようにするというのも、ちょっと腑に落ちないところがあります。僕としてみれば。客が来てくれるから有料にするのかと。初めから足並みをそろえているのだったら別に構わないんですが、足並みをそろえずに、自分勝手というと語弊がありますけれども、ある程度客を引こうという形でこういうふうに持ってきたんだと思いますが、今回、女性客が増えたということで料金を元に戻すということに対しては、ちょっと異議があるなというふうに考えます。

皆さん、どう思われるか分かりませんが。

事務局：御意見ありがとうございます。

原田会長：皆さん、どうですか。ほかに何か御意見ありますか。

畠田委員：実際に、どの程度増えたのかというのは数字で見たいなというのはありますね。原資がとおっしゃるのであれば、女性客が10人だったのが1,000人になって大変です。みたいな、そういうデータがあるといいかなと思うんですけれども。

事務局：勝山市漁協の遊漁券、女性無料としておりましたので、女性の遊漁券の売上げというものが、まずデータとして存在しないというところです。

畠田委員：出てないですね。だから現場の方の感覚なんですね。

事務局：そうになってしまいます。令和4年度以降、この改正以降は、女性のお客様の数の調査をしたい、理事会のほうで検討するという旨が総会の議事録に残っております。

畠田委員：確かに中部さん言われたように、安易に、確かに客引きのようにも見えるので、無料というのは結構簡単にしちゃいけないのかなという感じは受けました。

事務局：御意見ありがとうございます。

竹原委員：これ今年は無料じゃないわけ、有料になっているわけ。

事務局：この認可が済むまでは無料ということになっているので。

事務局：一応これが認可になって初めて有料になると思いますけれども。

埴田委員：ほかの組合さんは、やっぱり増えていらっしゃるんですか。女性の遊漁者の方というのは。中部漁協さんとかでは、増えている感じはあるんですか。同じような感じですか。例年。

竹原委員：中部漁協も女性客は増えております。勝山も増えたんだと思いますけれども、僕はあくまでも増えたからといって元の金額に戻すというのはどうかなど。増えるのであったら、そのまま増えて、女性は大して釣るわけじゃないから別にいいんじゃないかなと思うんですけれども。ここで皆さんと各組合さんと足並みをそろえるという形で元に戻すんだと思いますけれども、あまりにも自分勝手というか、そういうふうにも見えますので、もう少し何かいい理由があって、どうしてもこうでなければあかんというんだったら上げてもしゃあないかなと思いますけれども。

事務局：状況、詳細一回聞きはしますけれども、コロナによって状況がかなり変わっているのかなというふうなこともあるので、それと竹原委員が言われるように、九頭竜川水系で足並みをそろえるというようなこともあるので、今回はこのまま認可したいなというふうには県のほうでは思っております。

竹原委員：僕が言ったのは、ただ僕自身の思いを言っただけで、組合運営とかそういったものは足並みをそろえるような形にしたいという、それも分かります。それにしていってもらえばいいんですよ。ただ、今、僕は僕なりの思いをただ言っただけです。

原田会長：それでは皆さん、この委員会としてどうですか。何か一言。委員会からも一言、何か申し伝えるとか、そういうこともあります。

此下委員：今の言葉の中で、足並みをそろえるとなると、大野市が一つだけ浮いたような形になるので、また御相談します。

原田会長：県下統一ということもできるので、状況によって違いますので、これでいくと九頭竜川水系というところは一つのブロックですから、やっぱりこれは足並みをそろえてもらったほうがいいと思います。

皆さん、これに対してどうですか。勝山漁協に対して、もう漁期が始まっていますので、恐らくこれは来年からだと思いますけれども。今年はまだ間に合わんと思いますけれども、来年からだと思いますけれども、どうですか。

埴田委員：さっき述べたような、実際に増えているというのであれば、そういうデータもきちんと知らせてほしいなと思います。若い方とか女性が釣り場に行くということは、いいことではありますので、どれぐらい増えたのかとか、そういうことを知らせていただけるといいなと思います。

竹原委員：安くすることに対しては、遊漁者は別に文句言いませんけれども、無料がお金を取るということになりますので、やはりそれなりの説明も必要だと思います。

で、それをつけていただければ別に、そういった形で進んでやってもらえばいいです。

原田会長：では、意見も出たようですので、一応この委員会としては、適当であるということ承認していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：ありがとうございます。では、そのように県のほうに答申させていただきます。それでは次に、3件目の大野市漁業協同組合の遊漁規則改正について事務局から説明をお願いします。

事務局：続きまして、よろしく願いいたします。

最後の3件目である大野市漁業協同組合の第五種共同漁業権の遊漁規則の変更認可について説明を始めさせていただきます。

用いる資料は、ホチキス止めの右肩に資料3と印字のある資料です。過不足等ございますでしょうか。——それでは、説明に移ります。

資料3の1ページ、2ページ、3ページのほうに変更の概要が載っております。

今回の改正は、アユ釣り遊漁者の増加並びにアユ釣りを安心してお楽しみいただくためにということで、大野市漁協に免許された共同漁業権の域内である真名川の一部800メートルほどの区間をアユの竿釣りの専用区とするといった内容です。

具体的に言いますと、専用区域内での脇投網と投網、網類の使用を禁じる文章を盛り込むというものであり、その区域については資料4ページに地図を用意してございます。付近には中部縦貫自動車道の「大野インターチェンジ」ですとか道の駅「おおの荒島の郷」といった施設があり、県内外の遊漁者の方々が訪れやすい場所であり、利便性は高いものとなります。

さらに、この区域に集中的な放流を行うということです。

網の使用につきまして、あくまで遊漁規則の上は遊漁者であっても指定の遊漁料を納めて遊漁券を購入すれば行うことができるようにはなっております。ただ実態として、そのような遊漁者はほぼいないということであり、広い勝山市漁協の漁場のうちごく一部の区間についてこのような制限をすることによる影響は、ほぼないと判断することができます。

また、この改正について本委員会で問題ない旨の答申を得られた場合には、漁業者側の規則である漁業権行使規則もあわせて同様に網類のこの区間での使用を禁じるといった改正を行う予定です。これにより、この区間においては遊漁者、漁業者、両者とも網の使用ができなくなるというものであり、遊漁のみの不当な制限ということには該当しないということです。

内容の説明が終わりましたので、資料の5ページ、諮問文を朗読させていただきます。

福井県内水面漁場管理委員会、会長、原田進男様。福井県知事、杉本達治。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。福井県大野市明輪町3-37大野市漁業協同組合 代表理事組合長 此下美千雄から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。(1)遊漁を不当に制限するものではないかどうか。(2)遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

今回のアユ釣り専用区の設置は、遊漁だけを不当に制限するものにはならず、むしろ遊漁を活性化させようという思いから来るものであり、訪れる遊漁者の利便性も高いものとなります。

以上のことから変更を認可することが適当であると考えます。

資料3、大野市漁業協同組合の遊漁規則変更についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：事務局より説明が終わりました。これに対して何か御意見ありますか。

冨田委員：専用区とするのはいいんじゃないかなと思うんですけども、実際に網とか投げている方は現状でいらっしやらないけれども、念のため規制、専用区にするという考え方ですか。

此下委員：許可されているところの河川は、網はできます。

冨田委員：できるけれども、現状はいらっしやらないという。

此下委員：この場所については、威縄（いなわ）というまた別の、それをする人がいなくなったもので、釣り専用にしたいということ。

冨田委員：今までは威縄（いなわ）をされていた方がいて規制ができなかったけれども、いらっしやらなくなったからということですか。

此下委員：そういうことです。

冨田委員：網をする方がいないのであれば、別に専用区にする必要もないのかなと思ったもので。分かりました。

此下委員：網を持ってどこでも取ってしまうと釣り人とトラブルになりますので、区域を定めて知らしめてしたほうが問題ないということで申請したと。

冨田委員：分かりました。ありがとうございます。

原田会長：ほかに何かありませんか。

ないようですと、適当であるということで答申してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、そのように県のほうに答申させていただきます。

・その他

原田会長： 以上で3件の諮問事項は終わりました、その他に入りたいと思います。

その他、何かありませんか。

事務局：事務局から少し御報告がございます。

資料の一番後ろにホチキス止めの何も番号が印字されていない資料が1部ございます。

先月の6月9日に、県の内水面総合センターが主催となり、例年の九頭竜ダムでの外来魚駆除調査を行いました。結果として、コクチバス約70尾ほどの駆除を行いました。という御報告です。

また、その資料をめくっていただきますと、県内の県が管理している貯水しているダムについて、今年は梅雨明けが早かったということもあり貯水量があまり芳しくない状態が続いておりました。特に日野川の広野ダム、梶谷ダムのほうで貯水量が平年と比べ少ない、特に少ないといった状況が続いております。

これを踏まえ、福井県の河川課等が福井県渇水情報等連絡会議というものを立ち上げまして、日野川のほうで7月1日から7月20日までの期間に農業用水の自主的な給水制限を実施しております。このダムの貯水状況につきましては、県の河川課のホームページのほうで毎日、貯水量を更新しておりますので、そちらも御参考いただければと思います。

報告は以上です。

原田会長：委員の皆さんから何か、その他のことでありませんか。

では、特にないようですので、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和4年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員